

議案第 176 号

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について

令和 7 年 12 月 22 日 (月) 教育委員会教育総務課

1 改正を必要とする条例

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例

2 改正の主旨

令和7年の人事院勧告を受け、次のとおり教育長の期末手当の改定を実施する。

3 内容

(1) 期末手当の改定

①令和7年12月の期末手当について、支給月数を引き上げる。

区分	現行	改定後	増減
期末手当（12月）	1. 725	1. 775	0. 05

②令和8年度の期末手当について、支給月数を引き上げる。

区分	現行	改定後	増減
期末手当（6月）	1. 725	1. 750	0. 025
期末手当（12月）	1. 725	1. 750	0. 025

教育厚生常任委員会資料 (議案第176号)



4 影響額

(円)

	12月期末（現行）	12月期末（人勧反映）	影響額
市長	2,136,240	2,198,160	61,920
副市長	1,856,790	1,910,610	53,820
企業管理者	1,643,580	1,691,220	47,640
教育長	1,643,580	1,691,220	47,640
常勤の監査委員	1,322,730	1,361,070	38,340
議長	1,359,990	1,399,410	39,420
副議長	1,264,770	1,301,430	36,660
議員	1,165,410	1,199,190	33,780